

## 鳥取県告示第 875 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字小屋ガナル440、441、441の1から441の5まで、442の1、443の1から443の9まで、字櫛浪ノ内大阪446の1から446の11まで、字扇畑448、448の1、448の2、字小櫛波口477、477の1、字ウス谷581、字下モ木原592、字上ミ木原596、596の1、597、字龍ヶ途599、600の1、600の4、601、602、604の1、604の2、字神田605、607の1、607の2、608の1、609の1から609の6まで、字坂谷612、612の1、612の2、字細谷613の1から613の3まで、字木原口上エ615の1、615の4、615の5、616の1、616の5、字盗人谷618の1、619から622まで、624、625、626の1、字杓ヶ原下モヶ市665、666、667の1、字蛇ヶ谷668、669、669の1から669の4まで、670、670の1、671、671の1、字井手ノ手672、673、字荒堀674から677まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）